

Title	農業法人法制化の基本的諸問題について
Sub Title	Some legal problems on the authorization of agricultural corporations
Author	宮崎, 俊行(Miyazaki, Toshiyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.11 (1960. 11) ,p.20- 46
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19601115-0020

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

農業法人法制化の基本的諸問題について

宮 崎 俊 行

はしがき

- 一 現存農業法人の意義
- 二 共同化法人と一世帯一法人
- 三 會社方式と農業協同組合方式
- 四 法人の取得する農地についての權利
- 五 農民の人間の解放と農業法人
むすび

は し が き

いわゆる農業法人の法制化⁽¹⁾については、農業團體、政黨、政府等から各種の法案（または法案要綱）⁽²⁾が發表され、また法學上の論說⁽³⁾も發表されつつある。かねてから農民法に興味を持っていた筆者も、農業法人の研究を計畫し、まずいわゆる農業法人問題の發端となつたところの徳島縣勝浦町における農業法人の實態調査を實施した。この實態調査の結果を基礎⁽⁴⁾にし

て、今日における農業法人法制化の基本的な原則は、いかにあるべきかを考察しようとするのが、本稿である。⁽⁵⁾

(1) 農業法人とは、農業またはそれに附随する事業を目的として設立された法人であり、現存するものは、すべて會社である(特に有限會社が壓倒的多數であり、徳島縣勝浦町の合計一〇三の農業法人も愛媛縣吉田町立間の合計四一のそれも全部有限會社である)。それでも農業會社といわず、農業法人というのが、現地農民、農業團體、ジャーナリズム等の慣習であり、また會社以外の型態による法制化が論議されているので、本稿でも一般に農業法人という言葉を使用する。

(2) 代表的なものは、次の如し。

農業團體の作成したもの 都道府縣農業會議會長會議「農業法人法制化に関する農業會議會長會議の見解」(昭和三四年八月五日)、全國農業協同組合中央會「農業法人問題について」(昭和三四年八月七日)

政黨の作成したもの 日本社會黨政策審議會「農業生産組合法案」(昭和三三年四月六日)

農林省の作成したもの 「農地法の一部を改正する法律案」および「農業協同組合法の一部を改正する法律案」(ともに昭和三五年四月二五日國會に提出され、次期國會で繼續審議となる)

(3) 法制化に関する主なものとしては、次の如し。

北原金司「農業法人化の問題について——農政・法律の觀點から——」高崎經濟大學論集一卷一號(昭和三四年二月)特に四一頁以下

東季彦「農業法人法案の要綱に寄せて」法律は生きている二九二頁以下所收(昭和三四年一月一三日)

裏得郎「農業法人と有限會社制度」青山法學論集一卷一、二號(昭和三四年一月)

裏得郎「農業法人と企業形態」法律時報三二卷六號(昭和三五年五月一日)

(4) この實態調査の詳細な報告は、近く別著においてなす豫定である。

(5) 紙幅の都合もあり、本稿では、前掲の各法案(および法案要綱)について、詳細に比較検討することにまでは及ばなかつた。今後徳島縣勝浦町以外の地區における農業法人の實態調査を實施した上で、本稿を補訂し、かつ各法案を比較検討し、更に法案(要綱)の私案を發表したいと考えている。

一 現存農業法人の意義

現に存在する農業法人について、その設立の動機、現状等を調査し、その社會的經濟的および文化的な機能ないし存在意

義を、實狀に即して把握することは、あらゆる意味における農業法人研究の基礎であろう。かかる意味から、筆者はまず徳島縣勝浦町における農業法人の實態調査を実施し、これについて一應の結論を得ることができた。しかしそのほかの地區における農業法人の實態については、いまだ筆者自身の調査はすんでいない。それにも拘らず、ここで全國における現存農業法人のすべてに通ずる性格を抽出することは、たしかに若干の危険性をともなうことである。しかしここで現存法人の意義を考へるのは、法社會學的研究それ自體としてではなく、立法論的研究の前提としてである。そこにおいて必要なことは、個々の事例の詳細な分析ではなく、全般的な動向の方向であり、それを知るといふ限りでは、徳島縣勝浦町以外の地區における農業法人の實態をば、みずからの調査によらず傳聞的資料によつて認識するということも、許されるであろう。

さて現存農業法人全般に共通していえることは、その存在が企業的農業の發展および農民（特に農家世帯員）の人間の解放に、有益であるということである。更に進んでいへば企業的な農業經營および農民の人間解放の芽ばえそのものが、法人化運動という形式で表現されているのである。

個々の法人について、現象面だけからながめるときは、法人化の主要な動機ないし存在價值が、單なる税負擔の軽減であつたり、負債の整理であつたり、するわけであるが、何故に税負擔の過重や負債の累積が、農民自身にとつて、自分達の方で速に解決しなければならぬ問題であると意識され、またその問題の解決方法として、法人化（會社化）という方法を實行したかを考察してみなければならぬ。

税負擔の過重も、負債の累積も、偶然的附隨的な事情は論外として、本質的には農家が企業主體としてその存在を確立せんとしつつあるときに、發生したものであるか或いはそれがのつびぎならない問題として意識されてくること、にはかならない。例えば税負擔の過重という事態が生じ或いはそれが特に問題とされるのは、農業を企業的に經營し、所得が増大し、更に企業會計原則上必要な再生産投資をなさんとする場合であり、昔ながらの自給自足的な營農においてはかかる問題は殆

んど生じない。また負債の累積という事態が生ずるのは、いわゆる機械化貧乏といわれるように、高度の機械（原動機、動力噴霧機、パイプ施設、索道、自動車等）を利用して、近代の、企業的農業經營を行おうとするときに生ずることであり、昔ながらに人力第一でやつている場合に生じたのではない。右の如く要するに果樹、酪農等の商品性の高い農産物を生産する農家が、より企業性を發揮せんとするときに、行き當る問題が、税負擔の軽減であり、或いは負債の整理なのであり、したがって法人化の動機が現象的には、税負擔の軽減なり負債の整理なりであつても、本質的には企業的農業への胎動に根ざしているのである。⁽⁷⁾

しかして企業的農業への胎動に根ざしているからこそ、税負擔の軽減なり、負債の整理なりを、突發的の一次的な直接行動によらないで、計畫的永續的な、しかも自己自身をますます企業主體としての性格を濃厚ならしむる方向、すなわち法人化という方法によつて解決せんとしたのである。そして法人經營の現状も、はなはだその形式に對應するものであり、同程度の規模をもつ商工業の（有限）會社經營と比較して、むしろまさるともおとらないものである。⁽⁸⁾

次に法人化と農民の人間の解放についてみる。ここで農民の人間の解放という場合には、二つの側面がある。一つは農民階層が全體的に、他の商工業等の企業者と同様に企業者としての取扱いをうけたいという欲求であり（いわば階層的解放）、もう一つは農家世帯員一人一人が、個人としての尊嚴を要求することである（いわば個人的解放）。農業および農民の企業としての發展および利益追及をさまたげていた、従來のいわゆる農本主義に反撥し、『みかんを賣る者には會社になるのを許し、みかんを作る者にはそれを許さない』ということは、どうしても納得できない』という叫びは、正に農民の階層的解放の叫びである。また世帯主の獨裁的な經營およびその下における無償労働を超克して、世帯員全體の合議による經營、およびその下における報酬ある労働を要求するのは、正に世帯員一人一人についての個人的解放の主張である。

ところで右のような意味の、農民の階層的解放および個人的解放（兩者を總稱して人間の解放といつておく）への意欲が、法

人設立の當時において、農民自身の脳裡に明確な姿で存在したであろうか。この点については、相當に地域差、個人差が大きく、一般には断定できない。しかしすくなくとも、潜在的な形で人間的解放への欲求が存在したものと評價することはさしつかえないであろう。そしてその後の法人經營の状態は、事實人間的解放を實踐しているものといえるのである⁽⁹⁾。

現存法人の意義を右のように、企業的發展性と人間的解放の二點に認めた上で、さて、法制化の基本的な原則について考察することにする。順序として、はじめには主として企業的發展性との關連を考え、次で主として人間的解放との關連を考へることとする。

(1) 徳島縣勝浦町以外の地區では、愛媛縣吉田町立間地區における農業法人(昭和三四年八月下旬設立)が、重要である。勝浦町の法人が一世帯一人であるのに對して、立間地區の法人は、いわゆる共同化法人であり、兩者が農業法人のそれぞれの型態のいわば代表的な存在となっている。

立間地區の法人について筆者が参照できた主な資料は次の通りである。

愛媛縣農林水産部・愛媛縣農業會議「愛媛縣吉田町立間における農業法人に關する資料」(昭和三四年九月一〇日)

若林秀泰「農業共同化法人の設立經過と問題點——いわゆる「立間方式」について——」(附表)(昭和三四年一〇月三〇日)

「昭和三四年九月一七日衆議院農林水産委員會議事録」

「以上三種は全國農業會議所編「農業法人問題の經過に關する資料集」に收録されている」

愛媛農政研究會編「四十一の農業法人」(昭和三四年二月)

近藤二郎「農業法人化の前進——「立間方式」の成立とねらい——」農業富民三二卷二號(昭和三五年二月)

龜井秀夫「現下農業法人の一問題」經濟研究十四號(昭和三五年二月)、同氏「鳥取・愛媛縣下の農業法人について」經濟研究十五

號(昭和三五年四月)

南 清彦「農業法人化(共同化)における若干の問題點」經濟理論五七號(昭和三五年三月)特に九四頁以下

的場徳造「企業化する農業法人——立ち上つた愛媛縣のミカン作農家——」農業富民三二卷七號(昭和三五年七月)

田村直一「農業共同化に關する研究(その一)——勝浦町及び立間における法人と農業經營について——」プリント(昭和三五年八

月九日)

- (2) これは主に徳島縣勝浦町の一世帯一法人についていわれることである。
- (3) これは主に愛媛縣吉田町立間の共同化法人についていわれることである。
- (4) 同旨、渡邊洋三「農業法人と家族制度」ジュリスト一七七號(昭和三四年五月一日)三七頁注6、三九頁
- (5) 愛媛縣農林水産部・愛媛縣農業會議「愛媛縣吉田町立間における農業法人に關する資料」(全國農業會議所編「農業法人問題の經過に關する資料集」以下會議所「資料集」と略稱——二〇〇頁)。昭和三四年九月一七日衆議院農林水産委員會議事録(會議所「資料集」二一七頁)
- (6) 全國における現存農業法人の業種別分類は次の通りである。また勝浦町の法人も、立間の法人も、すべて蜜柑栽培または関連業務を目的としている。

普通作物	果	樹	茶	園	花	卉	酪	農	畜	産	造	林	種	植	農	地	改	良	干	拓	業	養	蠶	不	明	計
24	200		3		8		28		17	18			2		1				5					3	304	
									(牧畜)						(開發)											

註 昭和34年3月現在の農林省農地局の調査(東京都および栃木縣は未報告)に、それ以後において設立された、立間地區の41法人、玉津地區の24法人を加えたもの。

- (7) 大野實雄「農業の商化現象」綜合法學一六號(昭和三四年一月)七頁、八頁等参照。小川浩八郎「農業法人をめぐる諸問題」綜合法學二卷五號(昭和三四年五月)四六頁—四七頁参照
- (8)(9) これらの現状については、地域差や各法人による差のあることは、いうまでもないが、單に都市における小會社の現状から類推して考えることは、まちがいである。
- (10) 農業法人化運動は、右に述べたように、企業的農業經營の發展する過程において、農民自身の人間的解放の意欲に基づいて、進められているものであるから、このような客觀的および主觀的な條件の全然ないところに(つまり農民自身が法人化を必要と考えないところに)、法人經營を取入れても、殆んどその効果はないであろう。特に上からの何等かの政策の手段として法人化を採用することは、全くナンセンスであると思う(渡邊洋三「農業法人と家族制度」ジュリスト一七七號三六頁第一段、三九頁第一段—第二段参照)。したがってここで法制化の原則を考えるについても、農民みずから法人化への意欲をもっている(近々もつに至るだろう)と思われる客觀的條件(商品生産)および主觀的條件(人間的解放の意欲)の、ほぼそなわっている地區の農民を對象としているわけである。

二 共同化法人と一世帯一法人

(一) 問題の所在

農業法人法制化の方向を考へるときに、まず行當の問題は、數世帯ないし十數世帯の農家が經營を共同化するために組織する法人、すなわちいわゆる共同化法人⁽¹⁾を中心として考へるか、それとも一世帯に屬する者をもつて組織する法人、すなわちいわゆる一世帯一法人⁽²⁾を中心として考へるか、ということであろう。

この問題については、二つの段階に分けて考察しなければならぬと思う。第一の段階は、わが國農業の現状において、今直ちに共同化法人を組織することが、適當であるか(或いは必要であるか)を考察することである。これは主として農業經濟學、農業經營學ないしは農業政策學の分野において研究さるべきことであろう。⁽³⁾ 第二の段階は、共同化法人がもし適當(必要)であるとして、では共同化法人を組織するには、いかなる順序をたどつて行くことが適當であるかを考察することである。これは農業經濟學、農業經營學ないしは農業政策學の分野においても研究すべきことであろうが、更に法學⁽⁴⁾の分野においても研究すべきことであろう。右の第一段階の問題については、専門外の筆者には、それを取立てて論ずる資格がない。そこで共同化法人が適當(必要)であると假定して、右の第二段階の問題について若干考へてみることにする。

(二) 共同化法人へのプロセスとしての一世帯一法人の意義

共同化法人を組織するプロセスについて考へる場合にも、ここでは農業法人の法制化は、共同化法人中心か、一世帯一法人中心かという問題の建て方をしてるので、共同化法人に至るプロセスのすべての問題を検討することは必ずしも必要ではなく、ただ共同化法人へのプロセスにおける一世帯一法人の意義を考えれば、よろしいであろう。

さていうまでもなく、農民自身が共同化への意欲を持つのは、共同化によつて、各世帯に何等かの利益が生ずると思つた

ときである。具體的には、經費の節約、販賣價格の維持増大、勞力の節約（適正配分）、技術の向上、資本の集中、負債の完済、補助金の獲得等各種のことが考えられるが、要するに共同化（いかなる面、いかなる程度の共同化であつても）によつて、各世帯の取得する純収益が増大すると意識された場合に、農民自身において共同化への意欲が生じ、また共同化が持續されるのである。

したがつて具體的に何世帯かの農家が、共同化法人を組織しようとする場合には、それによつて各世帯にどれだけの純収益の増加をもたらすかが、嚴密に計算され、計畫されなければならない。ではこの嚴密な計算、計畫の資料はどこから収集したらいいのであろうか。この資料の主なもの、共同化せんとする各農家の經營についての過去および現在の状態であらう。⁽⁵⁾ しかれば各農家の經營の状態は、各農家の世帯主（或は世帯員）に明確に把握されているであらうか。今日までのところでは残念ながらそれができていないのである。徳島縣勝浦町の農業法人運動のリーダーとなつてゐる農家ですら、法人化（一世帯一人）前には、家計と經營が分離せず、自分自身の經營の内容を明確に把握してはいなかったのである。そこで共同化法人へのプロセスの第一歩は、それに参加せんとする各世帯がそれぞれ各自の經營内容を明確に把握し、それを相互に知らせ合い、了解し合える状態になることだ、ということになる。つまり具體的には各世帯の農民が、家計と經營を分離し、正確な記帳をなし、また他人の記帳を一見して理解し得る能力を具備することである。

更に共同化法人組織のための計算、計畫を適確に遂行するには、収集された諸資料を利用して充分な企業的合理的經營についての能力が必要である。ところが残念ながら多くの農民は、今日までのところ、かかる經營能力を具備しているとはいひ難い。

こう考えてくると、共同化法人へのプロセスにおいては、農民各自が、經營と家計を分離し、從來の自己の經營内容を明確に把握し、企業的合理的經營を計畫的に遂行する能力を持つ、という段階が重要な意味を持つのである。しかればこれは

いかにして實現され得るか、その方策いかにいうことになる。その方策としては、ただ外部的にその必要を宣傳し、時々講習會などを開催してみても大して効果はあがらないのであつて、各世帯單位において、經營と家計を分離し、記帳を確實に行ひ、合理的な經營を計畫的に遂行することが、現實に直ちに農民自身に利益をもたらすような、制度的な軌道をとつてやるのが、最も適當である。ここにおいて一世帯一人の意義が考えられなければならない。一世帯一人が右に述べた制度的軌道としての役割をはたし得ることは、現存の徳島縣勝浦町の一世帯一人が、實證しているところである。^(c)

しかも一世帯一人の型態が、非常に意義のある點は、企業的合理的經營についての經驗を得る者が、各世帯の世帯主のみでなく、社員(≡役員)たる世帯員全體に及び、更に企業的合理的經營の實施によつて利益を得る者も亦、各世帯の世帯主のみならず世帯員全部(この利益は必ずしも社員である者のみに限らない)に及ぶことである。このことは農民の人間の解放の點からみて重大な意味を持つのであるが(後述)、共同化法人へのプロセスとしての價値も見落せないところである。というのは共同化するについては、それによる經濟的利益のほかには人的紐帯が重要であるが、この人的紐帯として青年、特に各世帯のあととりとなる青年が大きな役割をはたすことになる。そして各世帯内において青年の地位が低く發言力が弱ければ、いかに彼等だけが力んでも共同化は前進しないのである。ところが各世帯における青年、特にあととりとなる息子夫婦の地位を高め、發言力を強くする上において、一世帯一人が著しい機能を發揮したことは、徳島縣勝浦町の現存の一世帯一人によつて實證されている。^(c)

右の如く考へて來て、共同化法人へのプロセスとして、一世帯一人が高い價値を持つことがわかつたのである。もつとも具體的には、一世帯一人の經驗を経た上で、しかる後それを解散して共同化法人を設立する方法と、共同化法人設立後も一世帯一人を解散せずして、むしろ一世帯一人を構成メンバーとする共同化法人を設立する方法とがあり得る。この選擇は、地域の事情に應じ、農民自身の意思によつて決定すべきものではなからうか。

(三) 一世帯一人の獨自の意義

以上は共同化法人が必要であることを前提として、それへのプロセスとしての一世帯一人の價値を考察したのであるが、共同化法人が必要ではないこと（或いは共同化法人と併存的に一世帯一人が認められること）を前提として、一世帯一人の價値を考えてみよう。そうすると、すでに述べた如き一世帯一人の持つ、共同化法人へのプロセスとしての價値が、同時に一世帯一人獨自の價値でもあるといつてよからう。なお今日における法人化運動は、共同化法人の場合でも、社會化に通ずるものではなく、企業化の一側面であり、したがつて、共同化といつても、共同化することそれ自身に獨自の意義があるわけではない。共同化は、むしろ企業としてより收益をあげるための大規模化の一型態にすぎないわけである。⁽⁹⁾ かかる意味からすれば、一世帯一人でも、共同化法人と同様の收益をあげられさえすればさしつかえないわけであり、⁽¹⁰⁾ ここにも一世帯一人が獨自の意味を持つ餘地が存するよう思う。

要するに共同化法人の必要性を前提とすると否とにかかわらず、一世帯一人の存在價値があるわけであり、農業法人法制化の方向として、一世帯一人を輕視することは失當である。⁽¹¹⁾（もちろん共同化法人を輕視せよというのではないが）。

(1) 一般に共同化法人といわれているものが、何の共同化を目的とするものなのかは、必ずしも明確ではない。しかし特に現在の農業協同組合とは別に一人を組織しての共同化を考える以上、單なる販賣、購買、信用等の流通面や作業面の共同化を行うにとどまらず、農業生産經營そのものの共同化をめざすものでなければ充分の意味がなであろう。そこで本稿で共同化法人という場合は、農業生産經營そのものの共同化をめざす法人を念頭におくこととする。

(2) 必ずしも嚴格に、同一一世帯に屬する者のみによつて組織されず、他の世帯に屬する農民が、一、二名参加している場合にも、特に複數の農家の經營の共同化をめざすものではない場合には、一世帯一人の部類に入れて考えることにする。

(3) この段階においても、法學が全く無關係だというわけではない。公法學は若干の關係を持つてあろう。

(4) 特に立法學としての私法學が、法社會學の協力の下にこの問題を研究することになる。

(5) 全國農業會議所「農業法人を設立するまでの手續」(昭和三五年六月) 七頁—一〇頁

もつとも共同化法人の業務の内容が、従来の各世帯の經營とあまり關係を持たない場合には、この資料はそれほど必要ではないかも知れない。かかる共同化法人ならば、それへのプロセスをやかましく議論する必要はすくない（農業經營の共同化をめざし法人についての獨自の問題について）。例えば今まで耕種を中心として經營していた數世帯の農家が、あらたに共同して養鶏、畜産の事業を目的とする共同化法人を設立しようとする場合の如きものである。

(6) 詳細は別に報告するが、要するに法的制度の規制力（その制度を利用しようとする者とみずから決意した者に對する）と、現實に利益をもたらすこと、によるのであらう。

(7) 詳細は別に報告するが、要するに世帯員にして農業に従事する者が、すべて有限會社の社員となり同時に取締役または監査役となることによつて、經營に對する責任と發言力を持ち（現實には、社員總會でも人数による多數決で決議する）、また現實に報酬（月給）を受けることによるものである。

(8) 會社型態を採るとしても、共同化法人が合名會社または合資會社の型態によつて設立されることはまず考えられず、多くは有限會社（或いは株式會社？）の型態を採るであらうから、一世帯一人たる會社が、共同化法人たる會社の社員となることは、概ね可能である（商五五條、有會四條）。

(9) 中村廣次「最近の農業問題と農業委員會」法律時報三二卷七號（昭和三五年六月）二六頁—二七頁。全國農業會議所農地課試案「農業法人問題に對する考え方と法制化の方針案」（昭和三四年七月二四日）（會議所「資料集」一八九頁）

(10) ちなみに竹村正一・高知縣農業會議事務局長「農業生産組合法案草稿」（昭和三四年六月一七日）第六條では、耕作の業務に供する農地面積が一町五反以上である場合に、一世帯一人を設立し得るものとしている（會議所「資料集」一七九頁）。

(11) 大野實雄「農業の商化現象」綜合法學一六號（昭和三四年一月）一〇頁参照。またこれは一般的に言いうることであり、地域により、また法人の事業の種類により（註5で述べた如き場合）、個々具體的には、どちらかの型が殆んど問題にならない場合も生ずることは言うまでもない。

三 會社方式と農業協同組合方式

(一) 問題の所在

農業法人の型態に關しては、既存の會社（特に有限會社）を基礎としたもの（いわゆる會社方式）が適當であるか、或いは既

存の農業協同組合（以下農協と略稱す）を基礎としたもの（いわゆる農協方式）が適當であるかが問題となる。⁽¹⁾以下においては、まず、制度目的、組織（構成員と法人との關係）、現存農協との關係の三面から、一般的に、會社方式（主に有限會社）と農協方式の長所短所を検討し、次に一世帯一法人の場合と共同化法人の場合とに分けて、會社方式（主に有限會社）と農協方式のいずれが適當であるかを考察する。

(二) 一般的にみた會社方式（主に有限會社）と農協方式との比較

(イ) 制度目的ないし基本的性格 會社は營利を目的とする社團法人であり（有會一條、商五二條・五四條）、農業經營を目的とする場合にも、「商人」とみなされる（有會二條、商四條Ⅱ項）。農協（現行法上の）は、組合員（原則として農民）の相互扶助と、國民經濟の發展に寄與することを目的とする、中間法人である（農協一條・三條・五條・一二條等）。したがつて農協は、その行ふ事業によつてその組合員のために最大の奉仕をすることを目的とし、營利を目的としてその事業を行つてはならない、とされている（農協八條）。そしてその行い得る事業範圍が限定されている（農協一〇條）。

右の如き基本的性格の相違を、前述した農業法人化の企業性格と對比して考えると、むしろ會社型態の方が、農業法人としてより適當（な場合が多い）⁽³⁾ではなからうか。

(ロ) 組織（構成員と法人との關係） 法律上は、會社も農協も法人格を有し、經濟取引の場において、獨立した一單位の、權利義務の主體として認められているわけであるが、法人とその各構成メンバーとの關係について、主として法社會學的（ないし社會的經濟的）に考察してみると、兩者の間かなりの相違がある。すなわち、會社、特に有限會社（その他の小規模の會社）においては、社員各自は、一單位の企業主體としての會社の中に、かなりの程度に自己を没入せしめている。つまり小規模の會社においては、會社主體が、核心的に凝結した一企業單位であり、社員各自の企業主體としての性格は、かなり稀薄になっている。これに比較して農協と各組合員との關係においては、各組合員の經濟の主體としての獨立性が、あまり稀

薄にならず、むしろ各組合員の經濟主體性に基く活動を、援助するために、農協自體の存在意義があるともいえるのではないだろうか。したがつて農協自體は、會社よりも、みずからが核心的に凝結する程度が低いのである。⁽⁴⁾

このことは、それぞれの法人の本質の相違と關連して、會社の構成メンバーが、自己自身を變質される度合は、農協の構成メンバーが自己自身を變質させる度合よりも、強いということを意味する。過去の經驗によつてみても、農協が組合員農家(ないし世帯員)の性格を變えたということが(自給自足的ないし單純な物量生産主義の經營から、企業的經營へと)、殆んどなかつたといわれている。⁽⁵⁾ さてそこで農業法人化運動の企業的 성격に、會社方式と農協方式のいずれが適するかを考えてみると、各農家世帯が、すでに企業主體としての性格を形式的(つまり一世帯一法人となつている場合)または實質的に具備している場合には、農協方式でもさしつかえないが(會社方式でもよからう)、そうでない場合には、むしろ會社方式の方が適當な⁽⁶⁾ではなからうか。

(イ) 現存農協との關係 現在までの事態から考えると、共同化法人を組織する場合であつても、現存する農協を不要ならしめるような、生産過程と流通過程の全部を包括するところの大規模法人の出現は考えられない。そうすると一世帯一法人の場合はもちろんのこと、共同化法人設立後においても、それらの農業法人を組合員として、その相互扶助、特に販賣、購買、信用という過程において、非農民的企業による收奪をまぬがれるために、農協の必要性は、全く變らないのである。ここに農業法人の組織は、現行農協法に規定された如き性格の(つまり農業生産經營を目的とするのでない)農協の構成メンバーたり得る性格を持つことが要求される。⁽⁷⁾

この點からみると、農業法人の型態としては、いわゆる農協方式の方がより適當であるように見える。すなわち農協法の一部を改正する法律案(政府案)の如く、農業經營自體を行う小農協(農業生産協同組合)を、現存農協の下部組織たる農業法人として認めることの意義が承認されるかもしれない。しかし會社型態の場合でも、絶対に現存農協の組合員としてなじみ

得るものが考案できない、というものではなからう。すなわち、法人の準據法の形式的相違にとられない限りは、現行有限會社法の解釋として許される範圍内で、定款の規定について工夫し、⁽⁸⁾或いはごく若干の特別法を制定する程度で、運用に注意すれば實質的には、今日公表されている農協方式案と大差のないものができるとはならないだろうか。⁽⁹⁾

(三) 一世帯一人と共同化法人とのそれぞれにおける會社方式（主に有限會社）と農協方式

(四) 一世帯一人としての會社方式 一世帯一人としての會社、特に有限會社については、まず社員總會における、議決權の個數の基準について検討する必要がある。もしこの點について定款で別段の定をしなかつた場合には、各社員は出資一口について一個の議決權を有することになる（有會三九條）。ところで一世帯一人において比較的多くの持分を有する社員は、世帯主である場合が多いのであるが（世帯主が農地の所有名義人である場合が多いから）、一方、法人化運動を推進し（一世帯一人でも）、現に各法人において經營のリーダーとなり、先進農業技術を身につけた者は、多くの場合、二十歳臺、三十歳臺（せいせい四十歳臺まで）のあととり（およびその妻）である。もし總會の決議が、實際に、企業的經營の才能とぼしく、法人化を單に税金對策としてのみ考え、また家族關係の明朗化にも熱意のない、老年の世帯主の議決權によつて左右されるとなると、農業法人の正常な發展を阻害することになる。この點について徳島縣勝浦町における一世帯一人の現狀をみると、定款の文言上は、やはり議決權の個數は持分に比例するようになってゐる場合が多いようであるが、事實上は一人一個の議決權を認めているのが多いようである。すなわち社員がすべて取締役（または監査役⁽¹⁰⁾）であることが、事實上役員會と社員總會の區別をあいまいならしめ、役員會における人數による多數決の原則が（有會二六條）、社員總會にまで及んでいるものようである。そのために事實上はかえつて、若いあととりの熱意、能力が生かされ、家族關係の明朗化にも寄與しているようである。

右の實例についてみたように、今のところ議決權の個數が持分に比例するという原則から、農業法人の立場からみて不都合

合な事態は殆んど生じていないと推察されるが、しかし書かれた規範と行われる規範とがくいちがつてゐることは、ほめられたことではないから、やはり一般的にいって、定款を以て各社員が一個の議決権を有する旨を規定することが望ましいであらう。⁽¹¹⁾

一世帯一人としての有限會社について、次に考えておかなければならないのは、農地法の基本原理である、いわゆる自作農主義との關係である。自作農主義とは、農地の所有と農業經營との一致、および農業經營と農業労働との一致を意味する。現行農地法（ないしその農林當局の解釋）は、所有と經營の一致、經營と労働の一致を、極めて技巧的に、表面的形式的になさんとするものであるが、一世帯一人運動は、この三者の一致を法人という法制度を利用して、しかも實質的に達成しようとするものである。すなわち實質的には農地を世帯單位で所有し、世帯員全部が労働に従事しているものが（後述する如き農家世帯の中間法人性）、形式的には世帯主個人の經營とされ、世帯主個人名義で所有する農地を、世帯主個人が獨裁的に運營し、世帯員は無報酬でただ労働している（他律的無償労働）、というのが農地法の自作農主義の現實の姿である。これに對し世帯員全員（農業に従事する）で法人を組織し、農地を法人の所有とし（つまり法人という法技術を利用して農地が世帯員全體の所有であることを法律的に顯現する）、社員の合議でそれを運營し、社員の労働には報酬を支拂う、ことによつて實質的に、無理のない姿で、所有と經營との一致、經營と労働との一致（自律的有償労働）をはかろうとしたのが（それが實現しつゝあるのが）法人化運動である。したがつて法人化は、眞の意味の自作農主義の否定ではなく、かえつてその徹底ないし近代的方向への發展にはかならない。

そこで會社型態による一世帯一人が、このような眞の意味における（實質的、近代的）自作農主義の實現に、さまざまとなる要素を持つてゐるか否かを検討しなければならない。まず所有と經營の一致については、先述の例の如く、有限會社においても社員がすべて取締役就任することによつて（あえて合名會社の型態によらなくても）、容易にその實現がなされる。ま

た經營と勞働の一致については、實際問題として世帯員中の農業勞働に従事する者は概ねすべて社員となり、更に取締役となるのが自然の勢であるから、この點もさして心配ないと思う。⁽¹²⁾

なお非農民による支配、干渉をさけるため法律を以て社員資格について一定の制限を設ける必要があることは當然である。そしてかかる制限を設けることは、株式會社についてはともかく、その他の會社については、會社法の立場からみても背理ではなからう（有會一九條、商七三條・一五四條）。

(ロ) 一世帯一人としての農協方式 前述した如く元來農協は、組合員の独自の經營活動を援助する組織であるが、同一世帯に屬する各世帯員は、独自の企業活動をなすわけではないので、一世帯一人を、農協方式によつて設立することは、一般的には考えられない。また一世帯一人として、從來の農協とは事業内容の異なつたいわゆる小規模な生産農協の型態が採られることは、あり得ようが、この生産農協の性質は、會社に接近するであろうから、特に論ずる必要もないであろう。

(ハ) 共同化法人としての會社方式（主に有限會社） 共同化法人については、まず共同化法人たる會社の社員は誰か、という問題がある。すなわち第一に一世帯一人が社員となる場合、第二に各世帯の世帯主（或いは農地所有名義人）のみが社員となる場合、第三に各世帯の農業に従事する世帯員全員が社員となる場合、の三つが考えられる。⁽¹³⁾ このどの場合かによつて多少の相違があると思うが、もし社員總會における議決権の個數が、各社員の持分に比例するとすれば、おしなべていわゆる大農側の發言力が強くなり、小農側からの分裂を招きやすいであろう。また反對に一人一議決権とすると、おしなべて小農側の發言力が強くなり、大農側からの分裂を招きやすいのではないだろうか。⁽¹⁴⁾ そこで結局各法人の具體的事情に應じて定款においてこの點の工夫をしなければならぬであろう。

次に自作農主義、すなわち所有と經營および經營と勞働の一致の要請、についてみる。社員となる者の種類のちがいによつて差があるが、おしなべて所有と經營、經營と勞働の一致を共同化法人の段階でしかも直接的に實現すること、はなはだ

困難であろう。すなわち一世帯一法人を社員とする共同化會社ならば、これが間接に實現される。世帯主のみを社員とする共同化會社ならば、世帯主についてのみ、これが間接的に實現され、かつ世帯員については無償労働が有償労働（有償だが他律的労働）に變るだけである。各世帯員を社員とする共同化會社ならば、これが間接的に實現される。いずれにしてもかかる問題となると、議決権の個數決定の基準、會社が農地について取得する権利の種類、會社の業務内容などが關連して、一概には長短が判断できないであろう。結局個々の法人について、具體的事情に應じて工夫すべきことである。なお非農民による支配、干渉に對して排除措置を講ずべきことはいうまでもない。

(二) 共同化法人としての農協方式 共同化法人としての農協の場合には、共同化法人としての會社の場合以上に、誰がその組合員となるか、が重要な問題となる。というのは前述の如く、農協は元來その組合員各自の性格を變更する力が弱いからである。法人化運動の企業化的性格とこの點とを合せ考えると、一世帯一法人が組合員となる場合が、最も適當であり、世帯主のみが組合員となる場合は、最も不適當である（ちなみに現存農協は、むしろ世帯主のみを組合員としている場合——世帯員が組合員となつているときでも單に役員の選舉對策としての意味を持つ場合——がかなりあるのではなからうか）。

議決権の個數の基準については、會社方式で一人一議決権とした場合と大差がないであろう。また所有と經營、經營と労働との一致を要請する原則との關係についても、實際上は會社方式とはほ同様に考えればよいであろう。なお非農民による支配、干渉に對する排除措置の必要なことはもちろんである。

要するに法人の型態については、以上の如く、はつきりした結論が出ないような結果となつたが、これは結局法制化に際して、どれか一つの型態のみに限定して行くことの困難を示すものではあるまいか。故に法制化の方向としては、何種類かの型を規定し、具體的にはそれについて農民自身の選擇を可能ならしめる（その際の助言、指導は必要だろう）ことが適當であろう。

(1) 現行法の下における農協は、農業経営自體を目的となし得ないので(農協一〇條)、現存の農業法人は、殆んど全部會社型態をとつてゐる。中でも有限會社が壓倒的に多い(いわゆる法人問題の主要な對象である勝浦町と吉田町の法人は全部有限會社)。

株式會社	有限會社	合名會社	合資會社	企業組合	財團法人	不 明	計
43	223	6	28	1	2	1	304

註 昭和34年3月現在の農林省農地局の調査(ただし東京都と栃木縣は未報告)に、それ以後に設立された立間地區の41社と玉津地區の24社を加えたもの。

しかし立法論としては、農協方式での法制化も、さかんに議論されている。

(2) 營利法人と公益法人との中間に位置するという意味での中間法人である(今泉孝太郎「新民法總則」一二三頁)。

(3) 裏得郎「農業法人と企業形態」法律時報三二卷六號(昭和三五年五月)八九頁。鈴木壽二、岡山縣農業會議幹事「農業會社法案私案要綱」(昭和三四年六月一七日)はしがき及び基礎概念1(會議所「資料集」一七六頁)

(4) 村橋時郎「農業法人論」彥根論叢五九・六〇・六一號(昭和三四年八月)二五九頁—二六〇頁参照

なお制定法規範の上では、むしろ本文と反対なようにも見える。例えば有限會社においても社員の議決權の個數は(定款に別段の定めなき限り)出資口數に比例するが(有會三九條)、農協では、議決權が出資の口數にかかわらず組合員に各々一個ずつ與えられている(農協一六條)。しかしこれは會社と農協との性格の相違(會社の營利法人性と農協の中間法人性)から、論理的に演繹して、原則的にそうなつてゐる(有限會社でも定款で別段の定めを許してゐる)だけである。

(5) 鈴木壽二、前掲要綱基礎概念5(會議所「資料集」一七七頁)

(6) 鈴木壽二、前掲要綱基礎概念6(會議所「資料集」一七七頁)

(7) 全國農業會議所農地課試案「農業法人問題に對する考え方と法制化の方針案」4 農業における法人化の方向(昭和三四年七月二四日)「會議所」資料集「一八九頁」

(8) 例えば多くの農協方式案(生産組合法案)または、特殊法人方式案が、組合員の議決權を一人一個としているが(日本社會黨「農業生産組合法案」一二條、鳥取縣農業會議「農業法人の性格に關する検討資料」(試案)13(5)、「農業法人法制化に關する農業會議會長會議の見解」(4)、この點は有限會社でも定款を以て定めれば、社員一人一議決權とすることが可能であらう(有會三九條但)。

(9) なお小規模の農業生産協同組合が(とくに一世帯一人として設立された場合)、事實上の結果として、小規模の有限會社型態を採

つた場合（特に、農業法人らしい定款を持つた場合）と、どのくらい差が出てくるのか、よくわからないところである。

(10) 勝浦町の一世帯一人（有限會社）で、監査役が置かれている場合には、世帯主の妻か、あとの妻がそれに就任している。そして事實上監査役の権限のほかに取締役の職務を行つている場合が多いようである。これは法律の建前とは矛盾するかもしれないが（有會三四條、商二七六條）、結果としては、妻の地位を高めている。なおこのことや、事實上議決権が一人一個であることや、社員がすべて役員に就任していること（所有と經營の一致）、などを合せ考えると、有限會社組織であつても、會社の内部關係では、事實上かなり合名會社に接近しているといえよう（商六八條、民六七三條、民六七〇條、商七〇條）。

(11) 全國農業會議所「農業法人を設立するまでの手續」〔昭和三五年六月〕二九頁でも定款様式例としてこの點にふれている。

(12) 大野實雄教授は、有限會社や株式會社についても、勞務出資を認めるか、或いは勞働株制度を導入すべきことを主張されている（大野「農業の商化現象」綜合法學一六號九頁）。

(13) 第二、第三の場合については、更に一世帯一人の經驗を通じる場合（一世帯一人を解散して共同化法人）と、そうでなくいきなり共同化法人を設立する場合に分けることができる。そして共同化法人を強固ならしめる上からいえば、第一の場合が最もよく、第二の場合（特に一世帯一人の經驗なしとする）が最も悪いのではないかと推察する。

(14) だから同程度の經營規模の世帯のみで共同化法人を組織すれば、この問題は一應回避できるであろう。しかし共同化の前提条件としては、ほかに農地の立地條件、人間關係の紐帶等が重要であるから必ずしも同程度の規模の世帯のみで、というわけにもゆくまい。

四 法人の取得する農地についての權利

(一) 問題の所在

農業法人が、農地についての權利を取得する際には、どんな種類の權利が、適當であらうか。これについて問題になるものは、主に農地の所有權か、賃借權（もしくは使用賃借による權利）かということであらう。またこれを考えるに際しては、やはり共同化法人と一世帯一人とに區別すべきである。しかし會社方式を採るか農協方式をとるかの區別は、さして問題としないでよいのではないかと思う。

(二) 一世帯一法人が取得すべき農地についての権利

これについては、一世帯一法人の本質との關連と、技術的便宜との關連の二面から検討することが必要である。

一世帯一法人の本質（主として法社會學的にみた）については、議論の存するところであらうが、筆者は、各農家世帯が従來から持つていた中間法人としての性格（潜在的に帶有していた性格）が、企業化の方向をとつて顯在化したもの、と考える。すなわち従來から、各農家世帯においては、農地、農機具、農業用施設、貯藏庫等の農業資産は、相互に結合して一つの農業財團を形成しており、また農家世帯員で農業に従事する者は、これまた相互に結合して一つの組織體を形成しており、しかして更にこの農業財團と世帯員の組織體とが結合して、一つの生活單位を形成しているのである。したがつてこの一つの生活單位は、一種の中間法人としての性格を帶有している（潜在的に）のである。⁽¹⁾ もちろん従來は、各農家世帯の右の如き性格は、概ね潜在的に認められるにすぎなかつた。それは一方において中間法人性を顯在化させる制定法上の餘地が殆んどなかつたことと、また他方において農民自身せひとも顯在化させたいという意欲を持つていなかつたからである。しかし農民自身は、現實に存する世帯の中間法人性と、それを殆んど認めない制定法との板ばさみに合つていたのである。例えば、中間法人の側からみれば相續でないものを、國家法側からみれば相續だとして、均分相續をおしつけられたり、相續税を取られたりすることや、また世帯員（特に妻、あととりとなるべき青年）が實際は働いているのに、その労働が評價されず世帯主の扶養家族とされたりすることは、本質的には農家世帯の中間法人性と、それを知らざる國家法との矛盾、およびそれから生ずる農民へのしわよせにはかならない。⁽³⁾

ところが先進的農民の、企業的合理的思维と人間的解放への意欲、の進展は、彼等自身の手によつて、この中間法人性の、企業化的方向における顯在化をなしとげつつあるのである。この農民自身の動きに對して、右の中間法人性を知らない國家法の側からの反作用が強いことも、またむしろ社會的力動の自然である。右の農民自身の動きと、それに對する反作用

が、これすなわち、農業法人化運動（なかんずく徳島縣勝浦町の法人化運動）とそれに對する農林、大藏當局の冷たい態度である。なお法人化に際して、中間法人性の顯在化が有限會社の型態によつて行われたのは、顯在化が企業化的方向でなされたことと、現行國家法上有限會社以外に適當な型態が存在しないことによるものである。

かくの如く一世帯一人の本質が、農家世帯の中間法人性の企業化的顯在化にあり、單なる稅務署向の煙幕でもなく、明治民法的家制度の復活でもなく、地主的土地所有への後退でもない、のであるから、したがつて從來各農家世帯すなわち中間法人自體ないし世帯員の全體が農地の所有權を持つていた（實質的には）如く、今日の一世帯一人もまた當然に、それ自身で農地の所有權を持つのが至當である。現存徳島縣勝浦町の一世帯一人が、すべて農地の所有權を取得せず、賃借人または請負人としての權利を有すにすぎないのは、全く現行農地法の制約によるものであつて、農民の農地個人所有についての執着によるものではない。

そしてもし法人が、世帯主等農地の所有名義人から、農地を賃借するにすぎない場合には、所有と經營とが一致せず、或いは賃借人たる農地所有名義人の死亡によつて、國家法上は相續が開始し、相續稅が課せられることになる等、中間法人性に反し、また自作農主義に反することになり不適當である。

次に技術的便宜の觀點から考えてみる。もし法人が農地の賃借權のみを取得する方式を採ると、この賃借關係が、純然たる第三者に對する賃借關係（普通の小作關係）と、形式的には同様となる。するとまず農地管理上、社員の一世代一人に對する賃借關係と第三者に對する賃借關係とが、形式的には同様になりながら、しかもその實質によつて區別して管理しなければならぬことになり、技術的に繁雜となる。また私法上は、賃借人たる社員死亡または退社等の場合の措置が複雑となる。

結局一世帯一人の場合には、法人が農地の所有權を取得する方式が適當であると思ふ⁽⁴⁾（もつとも農地の賃借權のみを取得す

る方式を絶対に禁ずることもあるまいが)。もつとも法人が農地の所有権を取得しても、社員の死亡の際に持分の相續による移轉を、どう措置するかという問題が残る。一世帯一人の本質（ひいては農家世帯の本質）と、所有と經營および經營と労働の一致原則（自作農主義）との立場から考えれば、相續によつて持分を取得すべき者は、原則としてその法人の構成メンバーに限ることにならなければならないであろう。もし一世帯一人が、合名會社の型態であれば、同社の社員である相續人は、被相續人の持分のうち、自己の相續分に對應する部分を（持分の型で）取得し、また從來から同社の社員でなく（また社員たり得ない）相續人は、被相續人の退社員としての權利義務を相續分に應じて取得する旨を、定款で定めることによつて、右の目的を達することができる（商八五條・六八條、民六八一條一項）。有限會社の場合には、右の如き定款の定めを有効と解することは無理であろうから、從來から同社の社員でなかつた相續人より、持分を買戻すための措置を立法によつて準備する必要がある。もつとも社員でない相續人に對して、いろいろな型の充分な生前分與が先行する以上は（そして法人化による經營規模の維持、擴大は、收益の増大によつて、ますます生前分與が徹底する）、實際問題としては殆んどこの問題がおきないかもしれない。

(三) 共同化法人が取得すべき農地についての權利

共同化法人が、農地の所有権を取得すべきか、或は賃借權の取得にとどまるべきかを、一般的に論ずることは、かなり困難である。すなわち共同化法人設立の動機、法人の營業の種類、構成メンバーの種類、數および相互の人的紐帶の強さ等の相違を考えないで、一概に論斷することはむしろ危険であろう。⁽⁵⁾ しかしいづれにしても、共同化法人が農業生産經營そのものの共同化をめざす場合であれば、農地について全く何等の權原も取得しないではすまされず（現在の愛媛縣吉田町立間の人⁽⁶⁾の如く）、すくなくとも賃借權（または使用賃借による權利）を取得する必要のあることはもちろんである。

ところで共同化法人が、農地の賃借權を取得する場合に、一般論としては、どのような問題點があるだろうか。共同化法人の場合でもやはり、一世帯一人が賃借權のみを取得した場合に生ずる技術的不便とほぼ同様の不便が生ずるのである。

特に共同化法人においては、農地貸與人たる個人の死亡または脱退による措置が複雑化することは、法人としての長期確實な事業計畫の作成および遂行に悪影響を及ぼすおそれがあることに注意すべきである。⁽⁷⁾

要するに共同化法人については、具體的事情に應じて、法人が農地の賃借權(または使用貸借による權利)を取得することも、所有權を取得することも、いづれでも可能なような法制を準備することが必要であろう。

(1) 今泉孝太郎「農民法研究」(昭和三二年九月)一〇頁—一三頁、二〇頁、一二六頁—一二七頁等。なおここで中間法人というのは、前述した農協が中間法人であるという場合とはちがつて、社團法人と財團法人の兩性格を持つてゐる法人という意味である(今泉孝太郎「新民法總則」一二〇頁—一二二頁)。稻子宣子「農民家族における相續の基本問題」日本福祉大學研究紀要第2號(昭和三三年)二一頁—二三頁等、同氏「農民的土地所有と農民家族の相續及び財産分割」日本福祉大學紀要第3號(昭和三五年)一二頁—一三頁、一五頁—一八頁等参照。橋本純二「農業法人に期待するもの」徳島縣農業改良普及時報一二卷四號(昭和三五年四月一日)三頁参照。宮崎俊行「果樹栽培農家における相續の實態と考え方」(二)「法學研究三〇卷九號(昭和三二年七月)三六頁—三七頁

(2) もつとも、農地法二條V項VI項、農業委員會等に關する法律八條I項2號、農業協同組合法三條I項・一二條I項1號、農業動産信用法二條、などにおいては、農家世帯の中間法人性が、斷片的にしかも技巧的に認められてゐるともいえる。

(3) 稻子宣子「農民家族における相續の基本問題」二三頁—二九頁、同氏「農民的土地所有と農民家族の相續及び財産分割」一三頁—一五頁、一八頁—二二頁等参照

(4) 大野實雄教授も、會社が農地の所有權を取得するのが適當であると考へられてゐるようである(大野「農業の商化現象」綜合法學、一六號(昭和三四年一月)九頁)。

(5) 共同化法人の構成メンバーたる各世帯(または一世帯一法人)の從來の主たる營業の種類と殆んど關係なき事項について、共同化法人を設立する場合(例えば耕種を主とする農家が養鶏、畜産等を目的とする共同化法人を設立する場合で法人が飼料畑、採草放牧地等を必要とするとき)、或いは共同化法人がその事業のために新規に開墾した場合、などにおいては、法人が農地の所有權を取得するのが適當であることは、まず疑いがない。

(6) 今までのところ立間の共同化法人は、農業生産自體を目的とする會社ではなく、農業經營合理化の促進を目的とする、いわゆるサード・ビジネス社である。すなわち定款に會社の目的として規定されてゐるところは、當會社は左の事業を営むことを目的とする。

1 農業經營合理化の促進

- (1) 果實及び農産物（米を除く）の販賣加工
- (2) 生産裝備の改善適性化
- (3) 労働力の高率の利用

2 前項各號に附帶する一切の業務

となつてゐる（會議所「資料集」二〇三頁）。したがつて會社は農地について何等の權原を有しないのであり、それでも相當の成果をあげてゐるようである。しかし當初からかかる性格の會社の設立を目論んだわけではなく、最初は農地について賃借權を取得するよう計畫してゐたが、農地法の制限によつて、むしろやむを得ずサーブिस會社としたようである（昭和三四年九月一七日衆議院農林水産委員會議事録（會議所「資料集」二一九頁））。

(7) かかる意味合からは、共同化法人の構成メンバーを一世帯一法人とすることが、構成メンバーの死亡ということがなく、その解散も、また共同化法人からの脱退も一個人（例、農地所有名義人たる世帯主）の意思では行えないから、好都合なわけである。

五 農民の人間の解放と農業法人

(一) 問題の所在

農業法人運動と現行國家法とのかかり合は、まず農地法（および税法）の分野においてははじまつた。そこで農業法人をめぐる法學上の論議が、解釋論としても、また立法論としても、まず農地法（および税法）を中心としてなされたことは、もとより當然である。しかし農業法人の意義が、一で述べたように、企業の農業經營の發展と農民の人間の解放の兩面に存する以上、農地法（または税法）の分野に屬する事項を對象として論議する場合にも、農民の人間の解放への配慮を片時も忘れてはならない。特に、三(四)で述べたように、現行農地法の形式的技巧的自作農主義の下にあつて、實際問題としては、農地の所有者でもなく、經營者でもなく、賃金ある労働者ですらもなかつたところの世帯員（なかならずく妻および青年のあととり）

の人間の解放を、法人化によつて實現することは、眞の意味の（近代的）自作農主義の要請であるにとどまらず、憲法および民法の原則（個人の尊嚴、兩性平等）からの要請でもある。

ところが現在までの農業法人法制化についてなされている論議の或るものは、農民よりも農地を中心としているような感が無くもない。農地を中心とするのならまだしも、中には農地管理の都合を中心とするものすらあるのではないだろうか？しかし法人化運動が本質的に農民の人間の解放（階層的解放および個人的解放）であるのみならず、すでに現行農地法自身が、その正しき理解においては、『單に農業に對する經濟的政策』の法的表現の範圍を越えて、『農民の階層的解放を直接に目的』とするものである。したがつて今日における農業法人法制化についての論議が、もし農民の人間の解放に目をつぶるものであれば、それは農地法以前のレベルにあるものというべきことになる。

(二) 農民の人間の解放と各種の法人型態

今までも二―四に至る各テーマを論ずる際に、決して農民の人間の解放（階層的解放および個人的解放）についても配慮をおこたつたわけではないが、念のためにここでは特にこの點から既述の二―四の各テーマについて簡單に考察してみることにする。

(1) 農民の人間の解放の觀點からみた共同化法人と一世帯一法人 現に徳島縣勝浦町で實施しているような一世帯一法人であれば、人間の解放の觀點からは、概ね満足できるものである。共同化法人の場合には、會社方式であつても農協方式であつても、各世帯員を報酬ある労働者とすることはできても、所有者および經營者とすることは困難である（他律的有價労働とはなつても、自律的有價労働とはならない）。特に農協方式の場合には、前述した如く、各組合員の性格を變ずる力が弱いから、この點特に問題となるであろう。したがつて、この觀點からみると、各世帯員の個人的解放（あわせて階層的解放）を、まず一世帯一法人で達成し（つまり世帯員全員が社員Ⅱ所有者となり、役員Ⅱ經營者となり、労働者となる）、しかる上で一世帯一法人を

社員とする共同化法人を設立し（この場合は農協方式で可）、この段階で主に階層的解放を圖る、という方法が適當であろう。

(四) 農民の人間の解放の觀點からみた會社方式と農協方式 會社方式であつても、三(三)で述べたように、農業法人に適するように定款を定め、運用を誤まらなければ、農民の人間の解放のさまたげになるとは思われない。また農協方式は、一見農民の人間の解放の觀點からみて、非常に適しているようにも思われるが、しかし三(二)で述べた如く農協が組合員自體の性格を變ずるものではない點に注目すれば、むしろ反對であろう。特に一世帯一法人の經驗を経ずして、各農家の世帯主のみを組合員とする共同化法人としての農協を設立する場合には、特に心配が多いと思う。ただし現在、案として傳えられる如き小規模な生産農協（および特殊法人）は、會社方式を農業法人に適するように修正して採用した場合と、實際問題として大差があるとは思われない。

(ハ) 農民の人間の解放の觀點からみた、法人が取得すべき農地についての権利の區別 すでに四においてみたように、まず一世帯一法人の場合には、法人が農地の所有権を取得することが、各世帯員について、所有と經營および經營と労働とを一致させることになり、世帯員全員の人間の解放をはかる上でもすぐれていると思う。また共同化法人の場合には、一概に論斷できないが、一應、一般的には、やはり法人が農地の所有権を取得する方式が、すぐれているとみていいのではなからうか。

(1) 稻子宣子「農民的土地所有と農民家族の相續及び財産分割—日本福祉大學紀要第3號（昭和三五年）二一頁—二二頁参照

(2) 今泉孝太郎「農民法研究」（昭和三二年九月）四頁—五頁。今泉教授の用語を借りて言えば、要するに農業法人法制化は、農業法ないし農事法の立場からではなく、農民法の立場からなされなければならない、ということである。

む す び

本稿でいわんとするところを要約すれば次のことである。(一)現存農業法人の實態を、皮相的にみるべきでないこと(特に商工業の小會社の實情を安易に類推して考えないこと)、(二)一世帯一法人の意義を輕視してはならないこと(共同化法人を輕視せよというのではない)、(三)法人の型態および法人が取得すべき農地についての權利の種類を、劃一的に決定せず、いくつかの型を示し、具體的事情に應じて農民自身に選擇せしむべきこと、(四)農民の人間の解放(階層的解放および個人的解放)について、法人化が有益であるように配慮すべきこと。以上の四點が本稿の收約である。

なお筆者は、いまだ徳島縣勝浦町以外の地區における農業法人の實態調査を實施していない。したがつて或は共同化法人の實態について思いちがいをしていないとも限らない。したがつて將來共同化法人の實態調査を實施した暁においては、その結果により或いは本稿の結論を修正するかも知れないことをおことわりしておく。

また本稿執筆につき、それぞれの立場から御援助を賜つた、徳島縣勝浦町の法人經營農民の諸氏、仲野英正氏(勝浦町農業委員會)、茂木信平氏(全國農業會議所)、に對して厚く御禮を申上げる次第である。

——一九六〇年(昭和三五年)九月一〇日稿——

附記 本研究は慶應義塾學事振興資金による研究の一部である。